

令和2年3月6日

健康部生活衛生課

令和2年度江東区食品衛生監視指導計画（案）の公表について

1 目的

区民の健康を守るために、食品衛生法に基づいた監視指導を実施して食生活の安全を確保します。

2 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 監視指導の実施体制

- ・江東区保健所生活衛生課が実施
- ・東京都、厚生労働省、農林水産省、消費者庁及び他の自治体とも連携

4 監視指導の実施内容

食品衛生法、食品表示法等の遵守、また、製造、加工、調理、販売及び流通の各段階における衛生管理の徹底を図るため、（1）から（7）の事業により、食品関係施設への立入り検査や食品等の検査を実施します。

- ・重点的な監視指導・・・（1）～（3）
- ・集中的な監視指導・・・（4）と（5）

- （1）食中毒対策事業
- （2）違反食品、苦情食品、輸入食品等に係る事業
- （3）適正な食品表示に関する事業
- （4）東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴う事業
- （5）豊洲市場に関する事業
- （6）食の安全・安心のための独自事業
- （7）歳末一斉取締り等その他の監視指導に関する事業

5 食品関係施設への立入り検査及び食品等の検査

- ・大量調理施設、集団給食施設、学校、保育園、高齢者福祉施設など重点的に監視する施設、弁当や仕出しなど大量に食品を製造する施設、多くの食品を販売する大規模な食品販売施設、また東京2020オリンピック・パラリンピック関連飲食施設など、約15,000施設を対象に立ち入りします。
- ・区内に流通する食品の安全性を確保するため、区内で製造あるいは販売される食品等を中心に、生活衛生課等で検査をします。

6 その他

- ・試験検査体制の整備
- ・不利益処分の実施、違反の公表
- ・食品取扱い事業者による自主的な衛生管理の推進
- ・食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上
- ・情報提供及び意見交換（リスクコミュニケーション）

7 意見募集について

本計画（案）について、次のとおり、区民から意見を募集しています。

（1）周知方法

- ・こうとう区報（1月21日号）と区ホームページに掲載
- ・こうとう情報ステーション、保健所（生活衛生課）、各保健相談所に配架

（2）意見募集期限

令和2年3月6日（金）必着

（3）意見の提出方法と提出先

①住所②氏名③意見を記入し、保健所生活衛生課食の安全係まで持参、郵送またはファックスします。区ホームページからも提出できます。